

第 1 回わいせつ事案防止対策有識者会議 議論の整理

第 1 これまでの取組の評価・課題

1 これまでの取組の評価

【委員意見】

- わいせつ事案の防止のため、これだけ多くの（不祥事防止の）取組を実施してきたことは評価できる。
- 取組を実施した後も、教職員及び児童・生徒に対して、周知（インフォーム）していくことが必要で、これまでの取組を継続して実施することは大切である。
- 教職員が児童・生徒と相談対応等をする場合には、密室でない場所で、複数対応を徹底する必要がある。
- 教職員と児童・生徒が、2人きりで部屋に入って話を聴いていたら、不祥事は起こりやすい。ドアを開けて、人の目にさらされるという状態できちんと話を聴く。あるいはスクールカウンセラーを付けて話をするなど、どういう場合に起こり易く、どのような対策が必要かについて議論が必要である。
- SNS等は、有効なツールであるがゆえに、危険性をもっている。教職員と児童・生徒との連絡方法等について、再度徹底して見直していくことが必要である。
- 管理職による教科準備室等の巡回や、所属における教職員に対する研修等の取組は、学校現場において、確実に実施している。
- 校長による個別面談は、校長が教職員に対し、直接確認をすることで、事案の重大化の防止になる可能性がある。
- 生徒に対する啓発やアンケート調査については、生徒に問題を理解させ、被害を受けたことを訴える機会となり、これ以上状況を悪化させない歯止めになる点で、継続して実施する必要がある。
- 生徒に対する啓発やアンケート調査は、年1回実施し、生徒に対する周知がなされている。実施回数や方法については検討が必要である。
- 教職員と個別面談をするときに、リーフレット等のツールが何もないと話が出来ないので、ツールを提供してもらおうと、教職員に具体的な話ができて、指導等を実施しやすくなる。
- 不祥事の背景等の情報提供は、教職員に対する意識付けの観点からも、ためになるものであり、今後も作成・配付してもらいたい。

【まとめ】（これまでの取組の評価）

わいせつ事案の防止に向けて実施してきた、不祥事ゼロプログラムの推進、研修、校長等による個別面談、啓発資料作成等の様々な取組は、教職員の不祥事防止の意識付けにつながっており、評価できる取組である。

今後は、各委員の意見等を踏まえ、必要な改善をしながら、取組を強化・継続していく必要がある。

2 課題

【委員意見】

- 「法令遵守」だけでは足りなくて、なぜ、県条例がそのようになっているのか、なぜ、13歳未満については、すべて同意があっても強姦になるのかということまで説明が必要である。法律や県の条例に規定されている、やってはいけないということの、もう一歩奥に、どうしてやってはいけないのか、ということがなかなか理解をされていない。

- 学校生活において特に問題がない教職員は、外側から未然に不祥事の兆候を察知することが難しい現状があり、解決のためには、わいせつ事案の発生原因を分析していく必要がある。
- 過去に教職員が不祥事を起こした学校の校長は、面談等を実施しても、不審な行動や不祥事の兆候を見抜くことができなかつたと振り返っており、管理職として、教職員がどういった心理状況にあったのか、不祥事の兆候をどう把握していくべきかについて検討が必要である。
- (問題行動を起こす教職員は) わいせつ事案について、理解が不足していることもあるが、意識の強化だけで、わいせつ事案を沈静化することは難しい。
- 性欲の自制や性癖の問題について、どう解決していくかという課題がある。

【まとめ】(これまでの取組の課題)

1 教職員に対するより深い意識啓発

教職員に対し、単に「法令遵守」という表面的な指導ではなく、児童・生徒に対するわいせつな行為等をどうしてやってはいけないのか、立法趣旨や背景まで踏み込んだより深い意識啓発が必要である。

2 教職員の心理分析等の必要性

外側から教職員の内面を把握することは困難であり、教職員によるわいせつ事案の防止のためには、発生原因、教職員の心理状況、並びに不祥事の兆候等について、専門的知見による心理分析が必要である。

3 教職員の内面を把握する面談等の必要性

校長等による面談において、これまでの実施方法では、不祥事の兆候等を未然に察知することが困難な状況があり、教職員の内面を把握するため、質問項目等について更なる工夫が必要である。

4 性に係る個人的問題への対応

わいせつ事案の中には、性欲や性癖等、個人的な問題により発生している事案があり、対応方法の検討が必要である。

第2 わいせつ事案の発生原因等の分析と対応の方向性等

1 発生原因等の分析

【委員意見】

- 家庭環境等に課題がある場合や、性被害を受けた子どもの場合、相手との対人関係の距離が詰まりやすい傾向が見られる。子どもは、性行為等の判断が未成熟で、自分で判断ができないということが前提にあり、大人によるわいせつ事案は、子どもたちの未成熟な状態を利用したことになることや、子どもに与える深刻な影響等について、教職員の理解が不足している。
- わいせつ被害を受けた子どもたちに、被害意識がないという点が一番問題で、被害者が被害だと気づかないように行われてしまうことが問題の根本である。ある時、子どもたちが実は被害を受けていたと気づいた時には、ものすごい衝撃を受けることになるし、逆に被害と気付かないことで、同様な行為が繰り返されてしまう場合がある。
- 学校内でセクハラを起こした教職員には、学校の勤務では、生徒対応について評価が高く、指導力があつたと言われる者もいるが、学校内事案は、教職員と児童・生徒が指導や相談をする中で、二者関係に陥ってしまい、教職員が対応について判断を誤ってしまうことが要因にある。

- 心理治療は、転移や逆転移が起りやすい関係性がある。カウンセリングのトレーニングを受けていない教職員だけで、生徒からプライベートな深淵な相談を受けることで、恋愛感情が生まれ、事故につながっている。
 - 段階的に距離感を縮めていくと、2歩、3歩進んでも、何でもなかったことのようにになってしまうことがある。最初と最後の行為に差がついているのに、気がつかなくなってしまっているので、慣れには気をつけなければならない。
 - 多くの場合、教職員から被害を受けたとしても、生徒は告発せず、告発したとしても非常にためらう。これには、先生たちを「かばう」という意味が含まれている。教職員に触られたとしても、「先生がちゃんと指導してくれているのだから。」ということで周囲も見逃してしまう。こうした環境や条件が揃っている学校の土壌の中でわいせつ事案が起きているということが、学校内事案では一番大きな要因である。
 - 家庭環境等に様々な課題を抱えた生徒が、教職員に好意をもっている場合、周囲も危険を感じて、その教職員には指導を担当させないようにするなどの配慮が必要となる。生徒への対応を、教職員が一人で勝手にできてしまっていることに要因がある。
 - 人は全権を担うことができる環境に置かれると、善良な人であっても、一部の人間が豹変して悪行をしてしまうという心理現象がある。学校も同様に、教職員は児童・生徒に対し、指導的な立場にあり、パワーバランスがある。教職員は児童・生徒に対して何をやってもよいという感覚が生まれてしまうのかもしれないし、それを抑止するシステムがない。
- ※ 個人の資質（性癖等）により起こる事案について、改めて御意見をいただく予定

【まとめ】

わいせつ事案の発生原因等の分析について、次のような視点が提示された。

- (1) 子どもは性行為等の判断が未成熟で、自分で判断できないということが前提にあり、児童・生徒に対するわいせつな行為は、子どもたちの未成熟な状態を利用することであることについて、教職員の理解が不足している。
- (2) カウンセリングのトレーニングを受けていない教職員がプライベートな相談を受けながら、児童・生徒に対する距離感を誤認し、恋愛感情が生まれ、事故が発生している場合がある。
- (3) 教職員が児童・生徒と二者関係（教職員と児童・生徒のみ）で教育相談、指導をする中で、判断を誤ってしまう場合がある。
- (4) 学校の中に、児童・生徒に対して、指導的な立場にある教職員の行動を抑止するシステムがない。

2 対応の方向性等

【委員意見】

- 教職員によるわいせつ事案は、児童・生徒に対する教育相談や指導の延長で起こっている事案と、性癖等の個人の問題による事案に分けて考える必要がある。
- 事案の原因により、これまでの取組の継続の上に解決していく事案の問題と、今までと違った、性癖等による事案を類型化して、解決に向けての具体案を整理する。
- 子どもは、性的自由等に係る判断が未成熟で、自分で判断ができないということが前提にあり、児童・生徒に対するわいせつな行為は、教職員が未成熟な子どもを利用したことになることについての理解や、また、わいせつ事案が発生する背景、児童・生徒に与える深刻な影響等について、教職員及び児童・生徒の双方に向けて、踏み込んで理解させることが必要である。
- 教職員が児童・生徒と二者関係になった場合によく起こる転移について、教職員に知っ

てもらいたい。わいせつ事案の原因や背景について認知をすると、次の問題として予防について考えることができる。

- 一人（個人）ではなく、組織として業務を行う。手を組んでお互いにやっていくことが非常に大事である。
- 児童・生徒の心の問題に絡むような相談であれば、必ず他の教職員を交えて、複数で対応することが必要である。
- 教育相談や生徒指導を行う際など、学校内でわいせつ事案が発生する契機となっている業務において、学校内のシステムを整えることが大きな抑止力になると考える。
- 教職員が相談対応する場合には、密室でない場所で、複数対応を徹底する。また、スクールカウンセラー等の他職種と連携を進めていくことも重要である。
- 教職員とカウンセラーが二人で児童・生徒に対応すれば、教職員に不適切な感情があったとしても、教職員以外の目があるという意識が働き、気持ちを抑止することができる。
- 教職員が児童・生徒と複数で対応する必要があるのは、不祥事発生の抑止だけでなく、効果的な指導、助言をする観点からも、重要であることを指導していく必要がある。
- 子どもを取り巻く学校現場が、教職員の配置や限られた人的資源を子どもたちにどう与えていくのかという観点も必要である。

※ 個人の資質（性癖等）により起こる事案について、改めて御意見をいただく予定

【まとめ】（対応の方向性等）

○ わいせつ事案の性質による分類等

わいせつ事案の具体的方策等は、教職員が児童・生徒との教育相談や指導で関わる中で発生する事案（学校内（公務内）事案）と、それ以外の個人的資質（性癖等）が要因となる事案（学校外（公務外）事案）に分類し、対応を整理する必要がある。

○ わいせつ事案の行為者について

次のような視点を念頭に置く必要がある。

- ① もともとわいせつ事案を起こしやすい資質（性癖等）を持っていないが、教職員になったことをきっかけとして、教育相談、指導等で児童・生徒と関わる中で、抑止が効かなくなり、わいせつ事案に至ってしまう者
- ② もともとわいせつ事案を起こしやすい資質（性癖等）を抱えており、性欲や性癖等を抑止することができずに、わいせつ事案に至ってしまう者

○ 対応の方向性等については、教職員に対し、次のような視点でのアプローチが必要

- ① 未成熟な児童・生徒を利用する関係性等への理解
- ② 児童・生徒に対する適切な距離感の正しい認識
- ③ 複数による児童・生徒指導、相談のあり方
- ④ 学校内の事故を抑止するシステムづくり

※ 個人の資質（性癖等）により起こる事案については、今後、別途整理